

産財第 2020016 号
令和 2 年 10 月 1 日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財團

理事長 加藤 幸男



優良産廃処理業者認定制度における
事業の透明性に係る基準に基づく適合証明業務開始のお知らせ

平素より、弊財団の各種業務へご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の困難の中、変わらぬ産業廃棄物行政の推進への御尽力に心より敬意を表します。

さて、優良産廃処理業者認定制度につきましては、令和 2 年 2 月 25 日の廃棄物処理法施行規則の一部改正（環境省令第 5 号）により、優良産廃処理業者の認定基準のうち事業の透明性の基準に適合することを証明する書類については、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出することができることとされました（令和 2 年 10 月 1 日施行）。

この「環境大臣が指定する者」につきましては、廃棄物処理法施行規則の更なる改正（令和 2 年 8 月 24 日、環境省令第 19 号）により、指定の条件等が定められたところですが、今般、弊財団が、「環境大臣が指定する者」としての指定を受けました（令和 2 年 9 月 23 日、環境省告示第 74 号）。

これを受け、弊財団では、令和 2 年 10 月 1 日から、産廃処理業者の求めに応じて、優良認定基準のうち事業の透明性の基準に適合することを証明する書類（適合証明書）を発行する業務を開始することとしました。

今後、申請者が優良認定基準に適合することを証する書類を提出する際に、申請者は弊財団が発行する適合証明書を地方公共団体に提出することができます。貴自治体における優良認定申請の事務軽減にお役立ていただければ幸いです。

本件に関するお問い合わせ先

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財團 優良化事業推進チーム
担当：改田（かいでん）、森川、円子（まるこ）、田村、青木
電話：03-4355-0160（平日 10~12 時、13~17 時）
Email：kaiji@sanpainer.or.jp